

平成30年8月30日 部長会議

開催日時 平成30年8月30日(木) 午前9時から午前9時30分まで

開催場所 庁議室

出席者 市長、山本副市長、北中副市長、教育長、政策監、総合政策部長、総合政策部理事(草津未来研究所・行政経営担当)、危機管理監、総務部長(兼法令遵守監)、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部理事(健康福祉政策担当)、子ども家庭部長、都市計画部長、都市計画部理事(都市再生担当)、技監、建設部長、上下水道部長、教育部長、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局長、監査委員事務局長

欠席者 健康福祉部長

議事概要 下記のとおり

1. 市長訓示

- ・9月3日から9月定例市議会が開会される。決算議会でもあり、また、緊急課題への対応として補正予算も計上しているので、しっかりと準備し、適切な対応をお願いしたい。
- ・国の平成31年度予算の概算要求が今月末で締め切りとなる。国の動向について、情報収集を行うとともに、草津の施策に合致するものがあれば、補助金等の取り込みに努めること。中心市街地の活性化や草津市立地適正化計画・草津市版地域再生計画・草津市公共交通網形成計画に基づく事業を手掛けていくことになる。また、地方創生・健幸都市づくりを重点事業として取り組むとともに、大きな課題である農業振興を地域再生として取り組むにあたっては、国からの財源確保が重要であるため、来年度予算に反映できるものは積極的に反映させること。

2. 審議事項

(1)草津市立地適正化計画、草津市版地域再生計画、草津市地域公共交通網形成計画にかかるパブリックコメントの実施結果について【資料:審1、要点整理資料、新1-3、参考1~3】

【都市計画部長から資料に基づき説明】

- ・3計画について、7月15日から8月14日までパブリックコメントを実施した結果、草津市立地適正化計画に対しては、1名から1件、草津市版地域再生計画に対しては、4名から12件、草津市地域公共交通網形成計画に対しては、3名から5件の意見が提出された。
- ・立地適正化計画に対しては、空き家対策に係る補助制度に関する意見、地域再生計画に対しては、各学区における個別具体的な計画を作成すべきという意見、公共交通網形成計画に対しては、バス運行ダイヤの見直しなどの提案であった。各計画を進める際に、個別具体的な検討を行うことから、現時点で各計画への反映は考えていない。市の考え方については資料に記載のとおりである。
- ・その他、市民説明会および地元まちづくり協議会等への説明を行ったが、特に意見はなかった。

【主な質疑・意見】

- ・意見なし。

【結論】

- ・審議了とする。

3. 重要報告事項

(1) 草津市版地域再生計画に基づく取組の推進体制について【資料:報1-1~4】

【都市計画部長から資料に基づき説明】

・10月1日の「草津市版地域再生計画」の公表後に各対象学区での地域再生に向けた具体的な内容を定める「まちづくりプラン」の作成や、その検討体制について報告するもの。目的や委員構成、スケジュール案については、資料のとおりである。庁内検討会議のメンバーについては、庁内挙げての対応となることから、各部の総括副部長で構成したいと考えているため、協力をお願いしたい。

(2) 平成30年度草津市市政功労者表彰について【資料:報2-1~3】

【総合政策部長から資料に基づき説明】

・政治・経済・文化・社会等の各分野において、市政の振興発展に寄与された方々を表彰させていただくものであり、文化の日(11月3日)にアミカホールで表彰式典を実施する。表彰者については、自治功労として9名、社会功労として17名の計26名の予定である。報道関係への資料提供は10月3日に行うため、それまでは部外秘でお願いしたい。被表彰者、御家族以外にも各部長・副部長にも出席いただくとともに、関係課にも協力いただくことになるため、よろしくお願いしたい。

(3) 議会のICT化に伴う対応について【資料:報3-1】

【総務部長から資料に基づき説明】

・草津市議会において、議会活動の能率化を目的に、各議員にタブレット端末の貸与を行うなど、ICT化が図られており、これに伴い、議会から電子データによる資料提供についての依頼があったことから、今後、執行部から議会への説明時に使用する資料等については、従来の紙ベースに加えて、新たに電子データで提供する。正副議長説明、会派代表者会議、全員協議会、常任・特別委員会協議会、ポスティング資料の議会に提供する全ての資料が対象となる。試行期間を経て本運用を開始することとし、電子データ資料の提供については、平成30年9月10日から開始する。

(4) 草津市農業振興地域整備計画の見直しについて【資料:報4-1~3、参考1、2】

【環境経済部長から資料に基づき説明】

・平成27年12月に国の基本方針が改定され、平成28年8月に県の基本方針が改定されたことに伴い、草津市農業振興地域整備計画の見直しを開始し、今般見直し案が完成したため報告をするもの。
・変更内容としては、国・県の見直しに伴う、考え方などの修正、農用地区域として確保すべきでない森林、墓地、道路、河川、無番地などの農用地区域からの除外、図面管理から地番管理(GISによるデジタル管理)への移行の3点である。
・今後のスケジュールとしては、内部での最終調整を行い、9月下旬から県と事前協議、10月10日に農業委員会に諮問し、平成31年3月に完成する予定である。

このページのお問い合わせ

概要作成担当	草津市 総合政策部 企画調整課 企画調整係
電話	077-561-2320
ファックス	077-561-2489
メール	kikaku@city.kusatsu.lg.jp